

崇城大学 女性社会参画加速化宣言

崇城大学は、理系・芸術系分野を中心に学生との「対話と成長」を目指した教育を実践することにより、技術者・芸術家・医療人等各分野で活躍する幅広い人材を輩出しています。現在、本学の構成員に占める女性の割合は、専任教員 9.4%、専任職員 42.7%（内課長職以上 29.4%）、学生 33.4%となっております。「男女共同参画社会基本法」に基づき熊本県女性の社会参画加速化戦略の策定や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の制定に併せて、本学もこれまで以上に男女共同参画を推進し、就労環境や修学環境をより生き生きとしたものにして女性の活躍を「見える化」していきます。

〈具体的な取組み〉

1. 女性教員の比率を向上する

平成 32 年度までに学部ごとの女性教員の比率を引上げ、大学全体で現在の 9.4% から 14.5% に引上げる。

2. 教育における男女共同参画を推進する

企業の研究開発分野においても理学・工学分野の女性が少ないが、同分野を専攻する女子学生が少ないことが原因のひとつである。本学においても 10 年前の平成 17 年度は女子学生の割合が在学生全体の 17.5% に過ぎなかった。その後学生募集の段階で高等学校に積極的に女子学生の受け入れについて PR した結果、今年度の女子学生の割合は 33.4% となっている。今後、次世代の男女共同参画社会を担う在学生に対し、学生ガイダンス等を実施するとともに、男女共同参画に関する学習の機会の充実と意識の定着を図る。

3. 女性職員の管理職比率を向上する

女性職員の管理職比率の向上のための方策（各幹部研修会等への参加、女性幹部職員による女性職員への助言システムの整備、人事評価における差別等のチェック等）を推進し、引続き積極的な登用を図る。

4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境を整備する

- ① 全教職員を含め、育児・介護休業の取得に支障がないような環境を整備する。
- ② 職場復帰前後のキャリア形成を支援するとともに、育児のための短時間勤務制度等の導入により仕事と家庭の両立の支援を図る。
- ③ 育児や介護中の女性教職員等に対して地域の保育・介護施設と連携して支援を行う。
- ④ 仕事と家庭の両立支援のため、業務量の削減対策とともに休暇取得の促進を図る。
- ⑤ 自宅等のパソコンを利用して学外にいても研究や業務に支障がないような環境整備を検討し、順次整備していく。

5. 男女共同参画への意識改革を推進する

- ① 本宣言を学内外に公表する。
- ② 学内において定期的に啓発セミナー・研修会等を開催する。
- ③ 教職員や学生からの意見や要望を積極的にくみ取る体制を構築する。
- ④ 男女共同参画に関して他大学や地域の自治体と協力して連携を図る。